

# 令和2年5月臨時記者懇談会

日時 令和2年 5月 1日（金）

午後2時

場所 4階会議室（4-1～4-3）

## 1 市長あいさつ

（幹事社 中日）

## 2 市からの発表事項

（1）令和2年新城市議会5月臨時会提出議案について

（行政課・財政課）

（2）特別定額給付金の給付について

（行政課）

## 3 その他

資料提供・情報提供

（1）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における「徴収猶予の特例」の申請受付を開始します

（債権管理室）

次回開催日 5月22日（金）午前10時30分

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和2年5月1日	
担当課・室	行政課	
担当職・氏名	課長	阿部 和弘
連絡先(電話)	(0536) 23-7611	
連絡先(FAX)	(0536) 23-2002	
(メールアドレス)	gyousei@city.shinshiro.lg.jp	

件名	令和2年新城市議会5月臨時会提出議案
----	--------------------

## 内容

令和2年新城市議会5月臨時会に提出する議案は、下記のとおりです。

## 記

- 1 日 時 令和2年5月14日(木) 午前10時
  - 2 場 所 新城市役所 議場
  - 3 提出議案
    - 報告を行うもの 2件  
(報告第1号～報告第2号)
    - 条例の制定・改正に関するもの 5件  
(第59号議案、第60号議案、第62号議案～第64号議案)
    - 予算に関するもの 3件  
(第61号議案、第65号議案、第66号議案)
    - 人事に関するもの 5件  
(第67号議案～第71号議案)
- ※ 各議案の内容は、別冊のとおりです。

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 2年 5月 1日
担当課・室	総務部 行政課
担当職・氏名	課長 阿部 和弘
連絡先（電話）	(0536) 23-7611
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002
（メールアドレス）	gyousei@city.shinshiro.lg.jp

件名	特別定額給付金の給付について
----	----------------

## 内容

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金を下記のとおり給付いたします。

## 記

- 1 給付対象者  
基準日（令和2年4月27日）において、新城市の住民基本台帳に記録されている者  
受給権者は、その者の属する世帯の世帯主  
※外国人を含む
- 2 給付額  
給付対象者1人につき10万円
- 3 給付金の申請及び給付の方法  
感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次のいずれかを基本とし、給付は、原則として受給権者（世帯主）の本人名義の銀行口座への振込とします。
  - (1) 郵送申請  
新城市から受給権者（世帯主）宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類及び本人確認書類の写しを添付して新城市に郵送する。
  - (2) オンライン申請（マイナンバーカード所持者が利用可能）  
マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要。）する。
- 4 申請書の発送時期  
令和2年5月20日（予定） ※新城市から郵便局へ差し出す予定日

## 報道機関発表資料

### 5 受付開始の時期

#### (1) 郵送申請

申請書が新城市に届き次第、順次受付を開始します。

#### (2) オンライン申請

令和2年5月1日から申請が可能となり、順次受付を開始します。

### 6 給付開始の時期

給付は、申請書の受付から概ね3週間後に指定口座へ振込みをします。

#### (1) 郵送申請

令和2年6月中旬から

#### (2) オンライン申請

令和2年5月下旬から

### 7 申請期限

郵送申請の申請書受付開始日から3か月以内

### 8 事業費

46億1,678万7千円

【令和2年度一般会計補正予算（第1号） 令和2年4月30日専決処分】

以上

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 2年 5月 1日
担当課・室	税務課債権管理室
担当職・氏名	室長 柴田和幸
連絡先(電話)	(0536) 23-7679
連絡先(FAX)	(0536) 23-2002
(メールアドレス)	saiken@city.shinshiro.lg.jp

件名	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における「徴収猶予の特例」の申請受付を開始します
----	--

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対し令和2年2月1日～令和3年1月31日の期間に納期限が到来する地方税を対象に無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が制定されました。

そこで、東三河5市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）では、その申請受付を下記のとおり開始します。

記

## 1 対象者

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
  - ②一時に納税を行うことが困難であること
- のいずれも満たす方が対象となります。

## 2 対象税目

市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など

## 3 申請期限

令和2年5月1日から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日まで

## 4 申請の方法等について

申請の方法や制度の概要につきましては、市のホームページの「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」の「納税猶予の特例制度」に記載していますのでご確認ください。感染拡大防止のため、対象となる方は、ホームページで申請書をダウンロードし、原則郵送にて申請をお願いします。また、希望される方には申請書を郵送しますのでご連絡ください。

## 5 申請先

新城市役所市民環境部税務課債権管理室

〒441-1392 新城市字東入船115番地

電話：0536-23-7679 受付：8時30分～17時15分（平日）

### 【各市お問合せ先】

豊橋市役所	納税課	0532-51-2241
豊川市役所	収納課	0533-89-2162
蒲郡市役所	収納課	0533-66-1117
新城市役所	税務課債権管理室	0536-23-7679
田原市役所	収納課	0531-23-7402